

令和3年9月10日  
財務省関税局

「輸出入申告データを活用した共同研究」に関する  
意見募集の結果について

輸出入申告データを活用した共同研究について、令和3年6月30日から令和3年7月30日まで意見募集を行ったところ、15者の方から御意見を頂きました。お寄せ頂きました御意見の概要及び御意見に対する財務省の考え方につきましては、別紙のとおりです。

1. 実施方法

- (1) 募集期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月30日（金）まで
- (2) 告知の方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール

2. 募集結果

意見提出者数 15者  
意見数 15件

3. 御意見の概要及び御意見に対する財務省の考え方  
別紙のとおり

4. 今後の予定

お寄せいただきました御意見を参考にしつつ、輸出入申告データを活用した共同研究の適切な実施に向け検討します。

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>この度、輸出入申告データを公開することを深く感謝申し上げます。今回は、データのアクセス可能性についてのみ、意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1) 「一切の加工を加えていない元データ全てにアクセスできるよう準備をお願いします。」輸出入申告データは、申告を行う企業単位の個票データになっています。どのような形式であれ、集計をしてしまうと、貴重な情報量が減少してしまいます。マイクロデータとしての貴重性を担保するためにも、研究者が申請した場合には元データ全てにアクセス出来るオプションを可能にして頂けると幸いです。</p> <p>(2) 公開に関しては企業名が特定されないルールの厳守はもちろんのこと、罰則を伴う秘密保持義務等について厳しい基準を設けて頂いて構わないので、公開されている企業情報(所在地、従業員規模、財務諸表)とリンクが可能なように、「企業名」が確認できるアクセスに関しても、厳しい宣誓書に署名をすること等を条件にアクセス可能なオプションを設けて頂きたいです。</p> <p>(3) さらに可能であれば、既存の公開されている「個別企業コード」をデータベースに追加することが可能であれば、本輸出入申告データの活用幅が一層に拡大することと強く考えています。ご検討頂けると幸いです。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>この度こうした形で輸出入申告データが利用可能性に道が開かれることについて、学術研究の観点からは日本は他国に比べ周回遅れではありますが遅れを挽回できる研究テーマも少なからず残されているものと大変期待しております。</p> <p>・研究テーマについて</p> <p>「財務省の政策の検討に資するための学術研究に活用する」「財務省の所掌に係る政策その他の内外経済に関するテーマ」とのことですが、たしかに政策含意が得られるようなテーマ（応用研究）が求められる一面もあろうかと思いますが、学術的に重要なテーマ（まだ実証されていない理論仮説の検証など、いわゆる基礎研究）も日本のユニークなデータを利用して検証することで国際的に貢献できる余地があるように思います。テーマの公募・選考において、その可能性を残しておくような書きぶりをご検討いただけないでしょうか。現状の書きぶりですと財務省の政策と親和性のないテーマは採択されないと考える方が多いかなと思います。あるいは優先的に取り組むべき財務省所管の政策課題あるいは関連の内外経済政策があるようでしたらある程度具体的なテーマあるいは分野付きで公募をかけるのも、ミスマッチを避ける上で機能するのではないかと思います。研究者間で似た構想をお持ちの方も多いかと思うので、研究グループとしての応募も可能か検討いただけたらと思います。</p> <p>・他の外部データとの接合可能性について</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。</p> <p>共同研究のテーマについては、有識者会議（第三者）より学術的な観点からの助言を得たうえで、適切に決定してまいります。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>輸出入申告データ単独での分析では明らかにできることに限界があります。輸出入の実施主体である企業の財務データ（日経 NEEDS あるいは経済産業省企業活動基本調査の個票データなど）との接合や、輸出仕向け先の国データ（経済規模や距離、その他経済連携協定の有無や為替レートなどの2国間の属性）等との接合により、現在他国で進められているような重層的な実証研究が可能になります。この点について可能性が開かれているのか否かが研究テーマの立案に肝要であると考えます。</p> <p>・ 成果について</p> <p>財総研との共同研究とは、財総研の研究官との共同執筆という形を意味するのでしょうか。あるいは分析や執筆は研究者個人が行い、研究内容や進捗を財総研として管理する形で共同研究と考えるのでしょうか。最終的な成果物は財総研の審査を経たのち、認められれば学術誌に投稿し、研究者の著作物となりえるのでしょうか。最終成果物の帰属について明確にされた方がよいかなと思いました。</p>	

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>諸外国（アメリカ、フランス、中国）などでは輸出入申告データを活用した研究は少なくとも 10 年近く前から活発に行われてきており、日本においてもようやくそうした研究が可能になったことに国際経済学の研究者の多くは感謝しています。</p> <p>諸外国の研究では、輸出入申告データと企業・事業所データを接合して研究が行われています。日本でもそうした研究を可能にするには、「共通事業所・企業コード」（総務省 事業所母集団データベース（ビジネスレジスター））を輸出入申告データに付与することが必要になると考えます。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してまいります。</p>
<p>輸出入申告データは個人情報や法人情報を含む恐れ。とくに法人の競争上重要な情報など秘密情報が含まれる可能性。たとえ共同研究者に国家公務員身分が付与され守秘義務がかかるとしても、分析対象データには国民の権利に関わる情報が含まれる蓋然性が極めて高いため、データ分析は国民の権利を侵害する行為にあたるかきわめてそれに近い。そんな分析を行うには明示的に許容されることを定めた法律上の根拠が必要と思料。にもかかわらず根拠法令条項としてあげられているのは財務省組織令第 67 条。組織令は単に財務省内部の事務分掌を定めたものに過ぎず国民の権利を侵害する行為を許容したものではない。</p> <p>財務省組織令第 67 条は財総研の事務であり関税局の事務ではない。</p>	<p>輸出入申告データについては、個々の申告情報に基づくデータであり、輸出入者の秘密の保護が強く求められるものです。したがって、共同研究の実施に当たっては、輸出入申告データを利用する研究者には、財務総合政策研究所の非常勤研究官（任期付き）となっただき、国家公務員法上の守秘義務が課されます。</p> <p>また、輸出入申告データの利用及び研究等の成果の公表に当たっては、第三者</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>研究者は財総研だけでなく関係部署併任が必要と思料。</p>	<p>による個別の輸出入業者等の識別や個別の申告から得られる情報の取得が可能とならないよう、利用手続等を定め、利用者には利用規約を遵守していただきます。</p> <p>このように秘密の保護を大前提としたうえで、適切な共同研究の実施に向け検討してまいります。</p>
<p>海外の企業レベルのマイクロデータを用いた研究は盛んに行われてきているが、日本のマイクロデータを用いた研究は海外のものに比べてそう多くはない。貴省の「輸出入申告データ」を用いれば、様々な未知の学術的知見を生み出せる可能性が高い。本意見書では、実現可能性のある研究課題について議論し、政府所有の統計データが広く研究者に利用できるようなればという私の強い思いを述べたい。データを用いた実証分析は現在経済学研究の本流となっており、利用可能なデータが増えることで今後の研究成果の蓄積につながり、それによって政策立案への一助となり、ひいては日本経済の発展につながると考えている。</p> <p>研究者視点から見た「輸出入申告データ」の利点を3つ述べたい。第1に、任意の申告ベースのデータ等と異なりデータが信頼でき欠落サンプルもないと考えられるため、測定誤差やサンプルセレクションの懸念のない精緻な分析が期待できることである。第2に、申請者</p>	<p>共同研究のテーマについては、有識者会議（第三者）より学術的な観点からの助言を得たうえで、適切に決定してまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>(企業)の情報がわかるため、企業の情報と組み合わせることで企業行動に関する研究が可能となることである。そして第3に、申請者の情報を用いて長期のパネルデータとして再構築できる可能性があることである。パネルデータとして再構築することで、企業の固定効果を制御してバイアスの小さい推定値が得られる推定が可能になる。</p>	
<p>輸出入申告データを用いた研究ができるようになること、たいへんうれしく存じます。現在の国際経済学の研究では、取引主体(企業、銀行等)や取引対象(商品、サービス、金融商品等)に関する詳細なデータを用いた分析も増えております。このような研究では、海外取引の利益や損失を推計する際に、企業、消費者、商品等の特性の違いを考慮に入れることができます。</p> <p>輸出入申告データの持つ意義をより多く引き出し、社会に有用な発見を得るには、共同研究に際して、申告データ内の取引主体を他のデータと接続できることや、外国の取引相手のデータも利用できることが非常に重要かと思えます。これに関して、下記3点をお伝えします。</p> <p>1. 「輸出入申告データを活用した共同研究」において、輸出入申告データと他の政府統計を一緒に使える環境を整備していただきたく存じます。現在、研究を目的に政府統計の調査用情報を利用できる場所は、オンサイト施設、あるいは省庁から事前に許可を得た場所になります。輸出入申告データもこれらの場所で利用できるようにな</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。</p> <p>共同研究における輸出入申告データの利用については、財務総合政策研究所の施設内での利用を想定しています。また、共同研究において利用可能な輸出入申告データについては、共同研究の公募に際してお示しさせていただきます。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してま</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>ることを願っております。</p> <p>2. 輸出入申告データ内の、輸入者、輸入相手人（「仕出人」？）、輸出者、輸出相手人に、法人番号、あるいは共通事業所・企業コード（総務省事業所母集団データベース）が付与されていれば、他の行政記録や政府統計との接続が容易になります。これらの番号がない場合、住所や電話番号も利用可能ですが、接続率は低くなるでしょう。</p> <p>3. 国外の取引相手の情報も含まれているのが望ましいです。例えば、取引相手の国、地域、名前、住所、電話番号、企業規模、産業などです。国際取引は少数の取引企業によるネットワークの中で行われていますので、例えば日本の中小企業の輸出を促進する際に、何がその障壁になっていて、どうすれば中小企業がその障壁を乗り越えられるかについて、国際取引ネットワークの特徴から知見が得られるでしょう。</p>	<p>いります。</p>
<p>輸出入申告データを使うことができれば、インボイスカレンシーの選択（円の利用の要因分析）や、為替相場のパススルー（為替相場変化の価格への影響）など多くの研究が可能になります。それらのデータを利用した研究に参加させていただくことを希望致します。</p> <p>海外の Trade 関係の著名研究者もこのデータにはかつてから興味をもっていますので、それらの研究者を含めた共同研究とすることも可</p>	<p>共同研究のテーマについては、有識者会議（第三者）より学術的な観点からの助言を得たうえで、適切に決定してまいります。</p>



御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>能だと思えます。</p>	
<p>輸出入申告データを研究者に利用できるようにすることは、国際経済学研究への大きな後押しとなり、素晴らしいと思う。現在の国際経済学の潮流に照らして、優れた研究成果が出るようにするための方策に関して、以下意見を述べる。</p> <p>1つめは、企業レベルデータとのマッチングである。現在、どのような性質をもつ企業が輸出入を行い、それらの企業はどのような国内企業と取引しているかに関する研究が世界的に盛んであり、その一部はトップジャーナルに刊行されている。「個別の輸出入業者等の識別や個別の申告から得られる情報の取得が可能とならないよう」にすることの意義は理解できるが、ベルギーやフランス、チリなどの国の企業レベルデータと輸出入データがマッチされており、日本も将来的にそうできるようになることが望まれる。</p> <p>2つめは、輸出入申告データを利用できる研究者の範囲である。意見の募集要項だけからだと、大学に籍を置く研究者だけが利用できるのか、研究費を得ている研究者が利用できるのか、大学院生や民間の人など、より広範囲の人が利用できるのかがはっきりしない。初年度は様子見として大学教員だけが利用できるようにするのも一案だが、将来的には一定の基準を満たした大学院生などが利用できるようにしてほしい。不正利用には事後的に罰を与えるべきで、一部の特権的な人だけがデータを利用できるようにすべきではない。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。また、共同研究のテーマについては、有識者会議（第三者）より学術的な観点からの助言を得たうえで、適切に決定してまいります。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してまいります。</p>
<p>輸出入申告データと「企業活動基本調査」と「工業統計調査」をマッチングして輸出・輸入の効果を網羅的に分析するためには研究チー</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のた</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>ムが必要である。</p>	<p>めの利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。また、共同研究のテーマについては、有識者会議（第三者）より学術的な観点からの助言を得たうえで、適切に決定してまいります。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してまいります。</p>
<p>本件の趣旨とは異なるが、貿易に託けたマネロン等の防止のために、金融機関においても輸出入の許可情報等が確認でき、顧客の資金決済時における確認資料の偽造や変造に起因するリスクを低減できる仕組みを提供していただきたい。</p>	<p>今後の政策に係る検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>輸出入申告データは、かねてより私共研究者が利用の許可を要望させていただいてきたデータであり、今回、利用の申請受付を開始する決定がされたことに感謝申し上げます。</p> <p>これから、このデータを利用した研究が許可されるにあたって、研究者の立場からお願いしたいことがいくつかございます。</p> <p>まず1つめは、データの利用にあたって、輸出入者の秘密の保護が</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>守られることや、データの流出が防止されることなどに十分配慮した利用方法が取られることが重要であるのは言うまでもありません。しかし、それらの配慮があまり過度になりすぎると、せっかくデータの利用が許可されても、分析が困難になり、利用が進まないことが懸念されます。他省庁において、これまでに利用されてきている、同程度の配慮が必要なデータが多くありますので、それらの事例を参考にさせていただいて、同程度の利用条件をお認めいただければ幸甚です。</p> <p>2つめとして、諸外国でこれまでに同様のデータを用いて行われてきた研究を見ても、輸出入申告データが単独で利用されるケースは稀で、ほとんどの場合、他のデータと接合して分析に用いられてきています。したがって、我が国におきましても、当該利用データの利用を許可していただくにあたり、他のデータと接合して分析できるようにしていただくことが重要と存じます。例えば、法人番号を使って、貴省が所有されている他の行政記録と接合することも考えられますし、経済産業省が所有している企業データ（企業活動基本調査、工業統計調査、海外事業活動基本調査など）などと接合することも考えられます。その際に、1つめの点とも関係致しますが、セキュリティを過度に厳しくすると、特に他省庁から提供されるデータとの接合が困難になることが懸念されます。輸出入申告データ単独での利用はもちろんですが、貴省が所有されているデータとしか接合できないようでは、分析できる範囲がかなり限定されてしまいます。したがって、ぜひとも他省庁から提供されるデータとも接合して利用できるような形での提供をお願い致します。</p>	<p>共同研究において利用可能な輸出入申告データについては、共同研究の公募に際してお示しさせていただきます。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>3つめは、利用期間に関するお願いです。輸出入申告データを利用して行った研究の成果を学術的な目的で公表する場合に、最終的なアウトプットは査読付学術雑誌に掲載される論文になります。理系の分野とは異なり、経済学では、特に国際的評価の高い学術雑誌になると、最初に論文を投稿してから、最終的に掲載が決定するまでに2～3年を要することが一般的です。この間に査読者からのコメントに対応する形で論文の改訂を行うことが求められます。そのため、最初の論文投稿時点ではデータの利用が許可された期間内でも、査読プロセスの途中で利用期間が終了してしまうと、雑誌の編集部側から求められた論文の改訂を行うことができなくなり、論文の掲載が困難になります。そのような事態を避けるためには、当初の利用期間終了後も、申請者からの申請があり、利用期間中の利用実態に特に問題がなければ、利用期間の延長が認められるような制度にさせていただくことが肝要かと存じます。当該データを利用した、優れた研究成果が我が国から発信されることは、国際社会における我が国の学術研究の評価を高める上でも重要ですし、近年特に重視されるようになってきているエビデンスに基づく政策立案（EBPM）という観点からも重要かと存じます。それらの観点から、データの利用期間について、なるべく柔軟な対応をご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、これはご対応いただくのが難しいかもしれませんが、データを分析できる人材育成という観点からは、共同研究のプロジェクトにおいて、博士後期課程の大学院生をリサーチアシスタントとして雇用して、責任ある立場の研究者の監督の下で、リサーチアシスタントが</p>	

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>直接データに触れることを許可していただくと、たいへん有難く存じます。大学院生の中に、こうしたデータに直接触れることができることは、研究者としてのスキルアップにとっても役立ちます。したがって、もし可能であれば、データのセキュリティの確保には十分配慮した上で、大学院生でもこうしたデータに触れることができる機会を与えていただけるような制度設計をお願い致します。</p> <p>以上、貴省において検討が進められている「輸出入申告データを活用した共同研究」につきまして、研究者の立場から意見を申し述べさせていただきました。参考にさせていただければ幸いです。</p>	
<p>今回のデータの利用は、定められた研究テーマに対する財務総合政策研究所政策研究所との共同研究として可能となると理解しています。この枠組みは、データの秘匿や管理の実務上の制約を考慮するとやむを得ないと考えます。しかし、今後の具体的な研究テーマの設定では、研究者の主体的なテーマ設定が可能かぎり間口の広いテーマを設定いただけるよう要望します。また、将来的には、データの利用方法についても統計法に基づく調査の調査票情報の利用に準じた柔軟な利用が可能となるように検討を進めていただければと考えます。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。また、共同研究のテーマについては、有識者会議（第三者）より学術的な観点からの助言を得たうえで、適切に決定してまいります。</p>
<p>今回の輸出入申告データは、機微な内容を含むので扱いを慎重にする必要があります。研究対象とするデータとしては、ハードルが高いです。それに比べると、すでに公開されている e-stats の貿易統計は内容的に十分に面白く、データ量も税関別にすれば1億行を超えるビッグデータともいえます。それに加えて、毎月データの更新がされてい</p>	<p>引き続き、貿易統計の適切な公表に向けて検討してまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>まず。まずは、この公開レベルを貿易統計を集計分析する研究者を増やすことが、さらに機微なデータの研究を行う研究者の養成につながると思っています。</p>	
<p>「研究の申出者は公的機関や大学等に所属するなど一定の要件を満たす必要があること…等を規定する予定です」とあります。当方は公共財団法人の研究員ですが、この身分で応募が可能であることを希望します。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。</p>
<p>輸出入申告データを研究に利用することができるようになることは、大変有意義であると思います。貿易政策の効果を企業レベルで詳細に分析することが可能となり、学術研究の発展のみならず、より効果的な政策立案にも活かしていけると思います。</p> <p>懸念されるのは、データを利用するためには、財総研の研究員となる必要があります、財総研でデータを利用する必要がありますということ。機密情報を扱うことになるため、そのような制約が必要であることは理解できます。しかし、ごく限られた研究者しかデータにアクセスできないのではないかと懸念されます。たとえば、科研費や財総研以外の研究プロジェクトでは利用できないということでしょうか？機密情報を保持しながらも、幅広く研究に活用できるような方法（財総研との共同研究とはしない形でも研究が可能なのか？）など、もう少しご検討いただきたいと思っています。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、輸出入申告データを活用した共同研究の実施のための利用手続等を規定する「ガイドライン」及び「利用規約」の内容を検討してまいります。</p> <p>共同研究における輸出入申告データと他のデータとの照合については、共同研究の目的及び内容に照らして合理的であり、かつ、必要であると認められる場合に限り、照合を認める方向で検討してまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
<p>また、実際に輸出入を行っている企業の属性に関する情報と接続できなければ有益な分析はできないわけで、申告者のコードと、他の企業調査等のデータの企業コードとの対応表の整備も必要だと思います。</p>	